別紙第４号書式　（平17財令22・追加、令２財令73・一部改正）

第一片

（注意）延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

納入告知書・領収証書　（国庫金）

（番　号）

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかつたときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

年　月　日　（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的	下記の合計額を領収しました。
延滞金の計算方法	（領収年月日及び領収者名）
（年　度）	
（会　計）	（主管又は所管）
（取扱庁名（番　号））	

	百	十	万	千	百	十	円
元本（科目又は符号）							
延滞金（科目又は符号）							
合計額							

◎この納入告知書は、３枚１組の複写式となつていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　　収　　控　　国庫金　　㊞

（番　号）

納付目的

下記の合計額を領収しました。

延滞金の計算方法

（領収年月日及び領収者名）

（住　　所）

（年　　度）

納付期限

（会　　計）　　（主管又は所管）

（氏　　名）

（取扱庁名（番　　号））

納付場所

	百	十	万	千	百	十	円
元本（科目又は符号）							
延滞金（科目又は符号）							
合計額							

殿

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

第三片

領　収　済　通　知　（報告）　書　国庫金

（番　号）

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住　　所）

（氏　　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　　度）

（会　　計）

（主管又は所管）

（取扱庁名（番　　号））

	百	十	万	千	百	十	円
元本（科目又は符号）							
延滞金（科目又は符号）							
合計額							

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

備考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署にあつては、上端に太線を引き、上端を接続することができる。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　歳入科目に代わる符号を用いる場合は、歳入徴収官が適宜に定める科目ごとの符号をもつて表示するものとする。

6　勘定のある特別会計にあつては、「 （取扱庁名（番号）） 」を「 （取扱庁名（番号）） （勘定区分） 」と読み替えるものとする。

7　国の債権の管理等に関する法律第33条第１項その他特別の法令において延滞金に関する定めのある債権にあつては、当該法令の定めに従い、延滞金に関する事項について必要な修正を行ない、又はこれらの事項（合計額を含む。）のうち法令上記載する必要を生じない事項を省略することができる。

8　必要に応じて、元本、延滞金及び合計額の金額欄のそれぞれの配置を変更し、又は納付の目的、納付期限、納付場所及び延滞金の計算方法に関する事項の記載順序を変更することができる。

9　利息又は一定の期間に応じて付する加算金に係る収入で元本収入と同時に収納すべきものについては、利息又は加算金の金額欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」、納付の請求の文言（一定の期間に応じて付する加算金に係る収入に限る。）及び弁済の充当の文言を加えるものとする。

10　分任歳入徴収官が発する納入告知書にあつては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。

11　国の債権の管理等に関する法律第33条第２項の規定の適用を受ける債権に係る歳入にあつては、納付の請求の文言の次に次のただし書を加えることができる。

　ただし、延滞金額が100円未満の場合には、延滞金額の納付を要しない。

12　元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知をするときは、「納付期限」には、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。

13　同一の契約又は処分に基づいて同時に徴収する同一種類の歳入が２以上の目にわたる場合においては、その合計金額を記載し、「納付目的」において目別の金額を明らかにすることができる。

14　収入官吏が納入者から納付期限前に納付すべき金額の一部を収納した場合には、納入告知書の片の余白に収納年月日、金額及び収入官吏の官職氏名を記載して印をおすものとする。

15　上記14の場合において、収納した金額が納入告知金額に達したときは、領収済通知書の余白に収納した金額ごとの収納額及び収納年月日を記載するものとする。

16　住所氏名欄は左端から４cm、上端から3.5cmをこえる部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあつては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。